# 若狭町第４次地域福祉計画

令和３年度～令和７年度

令和３年３月

若 狭 町

# ― 目　次 ―

第１章　計画の策定にあたって ..... 1
1　計画の趣旨 ..... 1
2　法令の根拠 ..... 2
3　計画の位置づけ ..... 3
4　計画の期間 ..... 3

第２章　若狭町の地域福祉を取り巻く現状 ..... 4
1　統計データからみる現状 ..... 4
2　関連計画のアンケート調査の主な結果 ..... 11
3　現状からみえてきた課題のまとめ ..... 20

第３章　計画の基本的な考え方 ..... 21
1　計画の基本理念 ..... 21
2　計画の基本目標 ..... 22
3　計画の体系 ..... 23
4　重点的な取り組みの推進 ..... 24
5　計画における地域福祉圏域の考え方 ..... 25

第４章　施策の展開 ..... 26
基本計画１　地域がつながる共生社会づくり ..... 26
基本計画２　地域で支え、相談できる体制づくり ..... 29
基本計画３　安全で安心、ありのままで暮らせる地域づくり ..... 34

第５章　計画の推進体制 ..... 37
1　住民、地域、事業者などとの協働による計画推進 ..... 37
2　庁内の連携体制強化と社会福祉協議会との連携強化 ..... 37
3　計画の周知 ..... 37
4　計画の進行管理と評価 ..... 37

# 第１章　計画の策定にあたって

## 1　計画の趣旨

住民基本台帳による若狭町の人口は、合併当初の平成１７年の１７，０５１人をピークとしてその後減少が続き、平成３１年には１４，７３０人となりました。

総人口が減少する中、高齢者人口は増加の一途をたどり、平成３１年には高齢化率は３４．３％となっておりますが、１５歳未満の年少人口の比率は減少し続け、１２．４％となっており、少子高齢化が顕著となっています。また家族形態の変化、暮らし方や働き方の変化などがあり、高齢者単独世帯や高齢者夫婦世帯、核家族が増加しており、今後もこの傾向は継続されると見込まれます。

このような中、要介護者の増加や孤独死、ひきこもりや生活困窮者の増加、虐待や子どもの貧困、災害時における避難支援の在り方など、福祉を取り巻く環境は厳しさを増し、さらに地域の課題は複雑化、多様化しています。

これらの課題に対応するため、介護、障害福祉サービスおよび生活保護などの公的サービスや支援制度の役割は重要となっており、住民が相互に助け合うという意識の醸成とそのネットワークの形成、また官民一体となった取り組みなど、複合的な支援が必要となっています。

本町では、平成２８年度から令和２年度までを期間とする若狭町第３次地域福祉計画（以下、第３次計画）を策定し、「地域がつながり、みんなで支え合う、やさしさあふれるまち　わかさ」を基本理念として、地域福祉を推進してきました。

この度、第３次計画の計画期間が終了することから、これまでの活動を評価し、さらなる計画の推進を図るため、「若狭町第４次地域福祉計画」（以下、本計画）を策定します。

## 2 法令の根拠

本計画は、社会福祉法（以下、法）第１０７条に規定する市町村地域福祉計画です。

法第１０７条に定められた事項について、国のガイドラインを参考にしながら策定するものとします。

（市町村地域福祉計画）

第１０７条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

（１）地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

（２）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

（３）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

（４）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（５）前条第１項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

２　市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

３　市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## 3 計画の位置づけ

本計画は、「若狭町まちづくりプラン（若狭町総合計画）」を上位計画として、高齢者、障害者（児）など、個別の福祉計画との整合、連携を図りながら策定します。

### ❒計画の位置づけ（イメージ図）

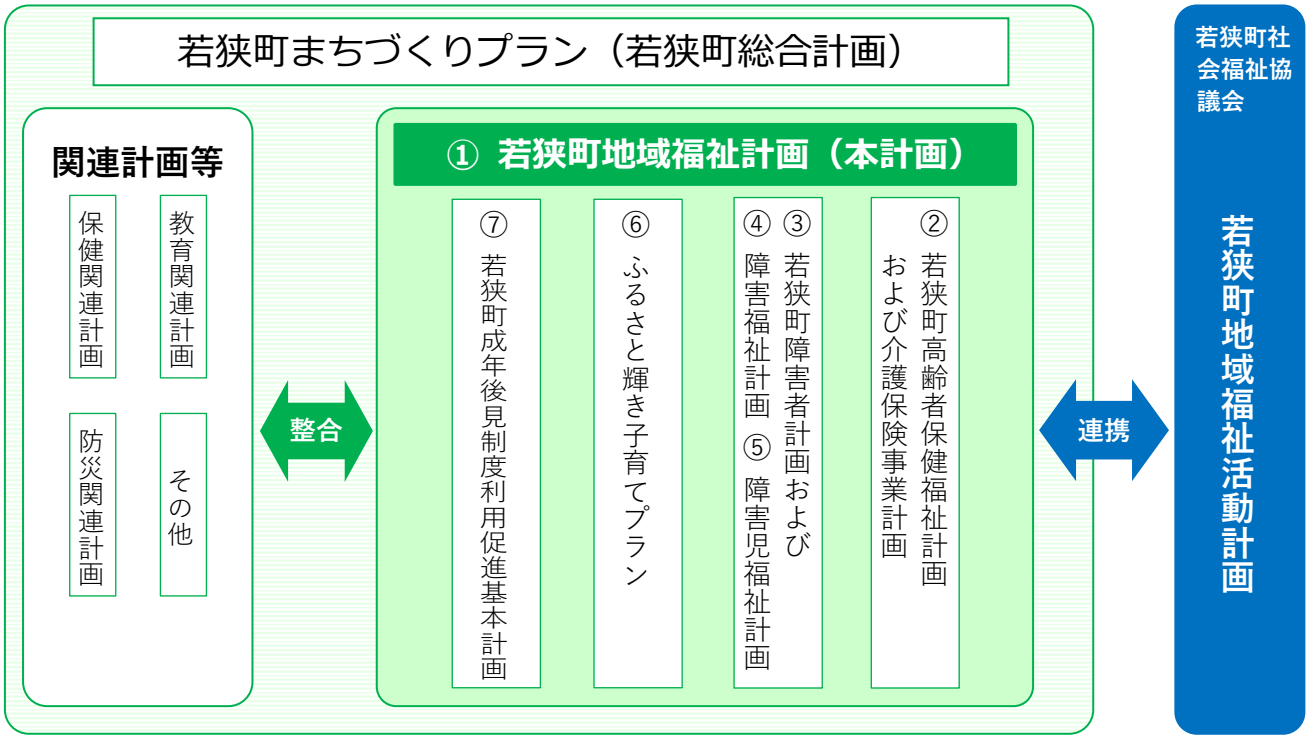


## 4 計画の期間

本計画は、令和３年度を初年度として、令和７年度までの５か年計画とします。

ただし、社会情勢の変化への対応や他計画との整合性を図るため、期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

| 計画名（計画期間） | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | H31 年度 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ①地域福祉計画（５年） | 第３次計画（H28～R2） | | | | | 第４次計画（R3～R7） | | | | |
| ②高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（３年） | 第６期計画（H27～H29） | | 第７期計画（H30～R2） | | | 第８期計画（R3～R5） | | | | |
| ③障害者計画（６年） | 第１次計画（H24～H29） | | 第２次計画（H30～R5） | | | | | | | |
| ④障害福祉計画（３年） | 第４期計画（H27～H29） | | 第５期計画（H30～R2） | | | 第６期計画（R3～R5） | | | | |
| ⑤障害児福祉計画（３年） | | | 第１期計画（H30～R2） | | | 第２期計画（R3～R5） | | | | |
| ⑥ふるさと輝き子育てプラン（５年） | 第１期計画（H27～H31） | | | | 第２期計画（R2～R6） | | | | | |
| ⑦成年後見制度利用促進基本計画（５年） | | | | | | 第１期計画（R3～R7） | | | | |

# 第２章　若狭町の地域福祉を取り巻く現状

## 1　統計データからみる現状

### （１）人口の推移

人口の推移をみると、平成２１年では１６，６４７人となっていましたが、人口は年々減少し、平成３１年には１４，７３０人となっています。また年少人口（０～１４歳）は減少しているのに対し、老年人口（６５歳以上）は増加しており、平成３１年の高齢化率は３４．３％となっています。

▶年齢区分別人口と高齢化率の推移

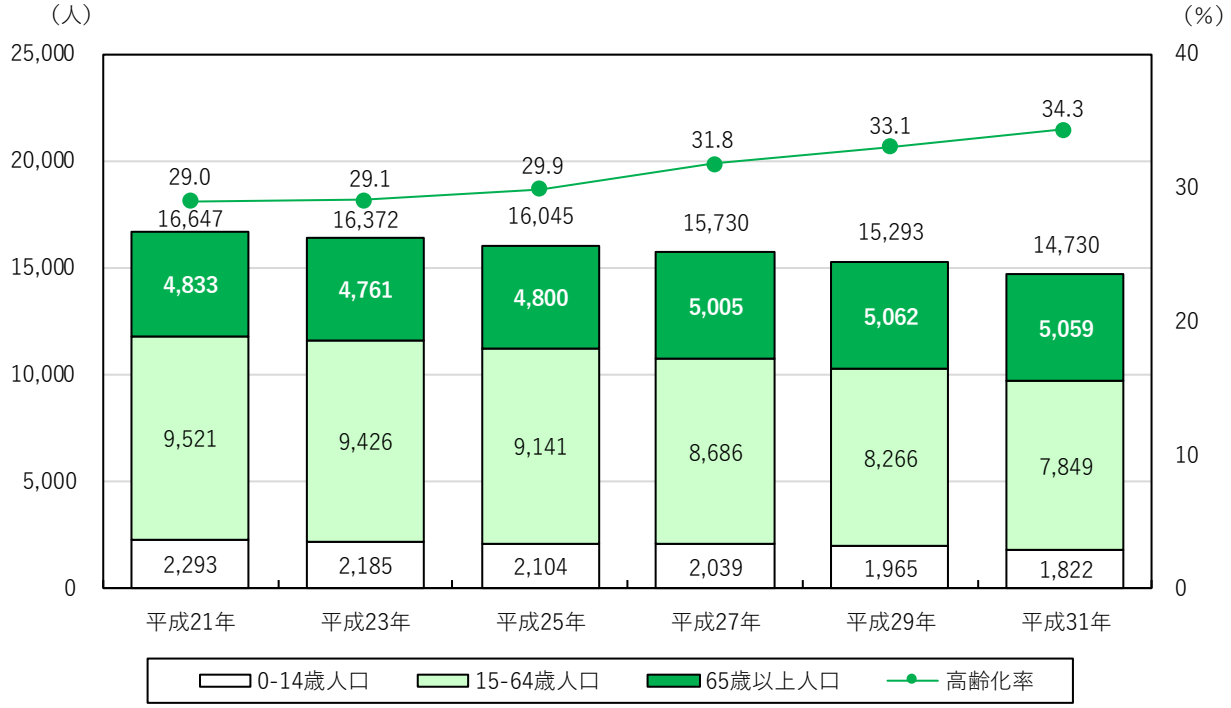


資料：住民基本台帳（各年４月１日時点）

## （２）世帯数の推移

世帯数の推移をみると、平成１２年から増加を続けており、平成２７年の一般世帯数は、４，８５９世帯となっています。また、核家族や高齢者夫婦世帯、高齢者単身世帯が急増し、その他の世帯が減少している状況となっており、１世帯の人員数の減少がうかがえます。

なお、平成７年を基準とした世帯数の変化率をみると、高齢者夫婦世帯と高齢者単身世帯が著しく増加しており、平成２７年時点で平成７年と比較し約２倍に増加しています。

▶世帯数の推移

| | | 平成 7 年 | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 27 年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般世帯数 | | 4,571 | 4,704 | 4,819 | 4,860 | 4,859 |
| 【内訳】 | 核家族世帯数 | 1,868 | 2,058 | 2,229 | 2,385 | 2,498 |
| | 高齢者夫婦世帯数 | 347 | 410 | 496 | 572 | 635 |
| | 高齢者単身世帯数 | 213 | 277 | 331 | 384 | 487 |
| | その他の世帯数 | 2,143 | 1,959 | 1,763 | 1,519 | 1,239 |

資料：国勢調査

▶平成７年を基準とした世帯数の変化率

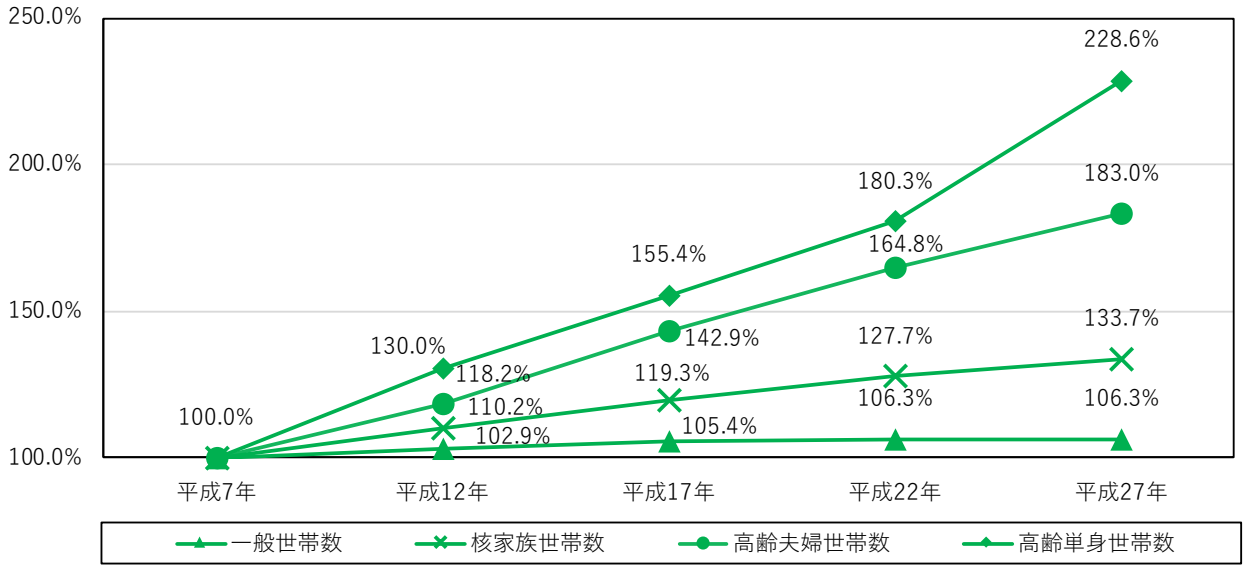


資料：国勢調査

## （３）人口動態の推移

社会動態の推移をみると、転出数は平成１９年の４６２人が最多となっており、平成２１年以降は約４００人で推移しています。平成２９年からは、転出数が転入数を１００人以上超える状況が続いています。

自然動態の推移をみると、出生数は平成２７年までは約１００人を超えていましたが、平成２９年からは１００人を下回っており、死亡数は平成２５年を最後に２００人を超えています。出生数と死亡数の差は徐々に大きくなってきており、平成２９年以降はマイナス１３０人を超えています。

▶社会動態の推移

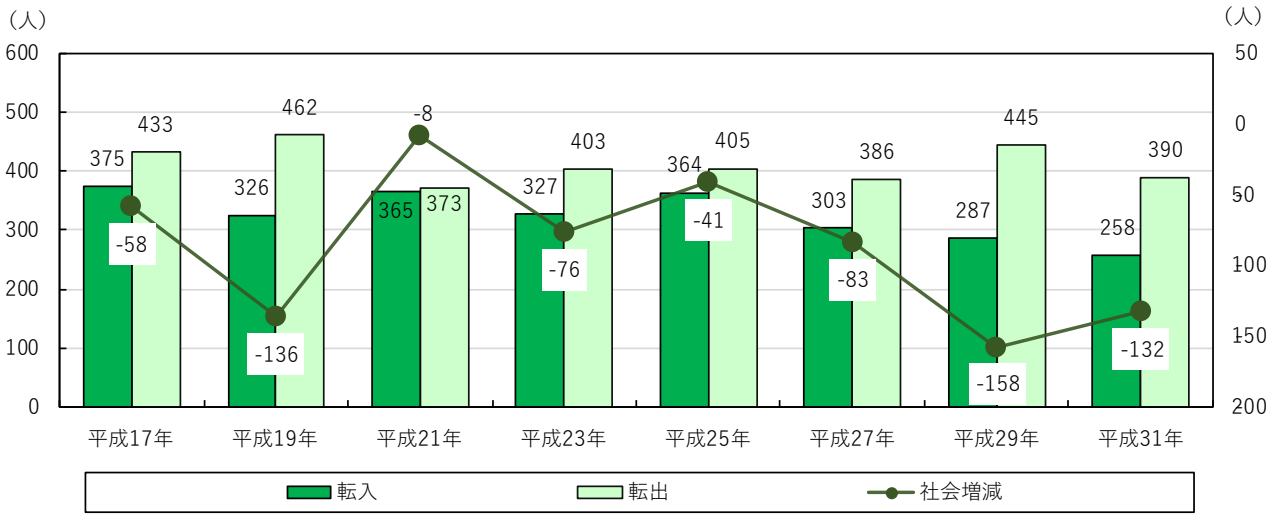


資料：若狭町人口動態

▶自然動態の推移

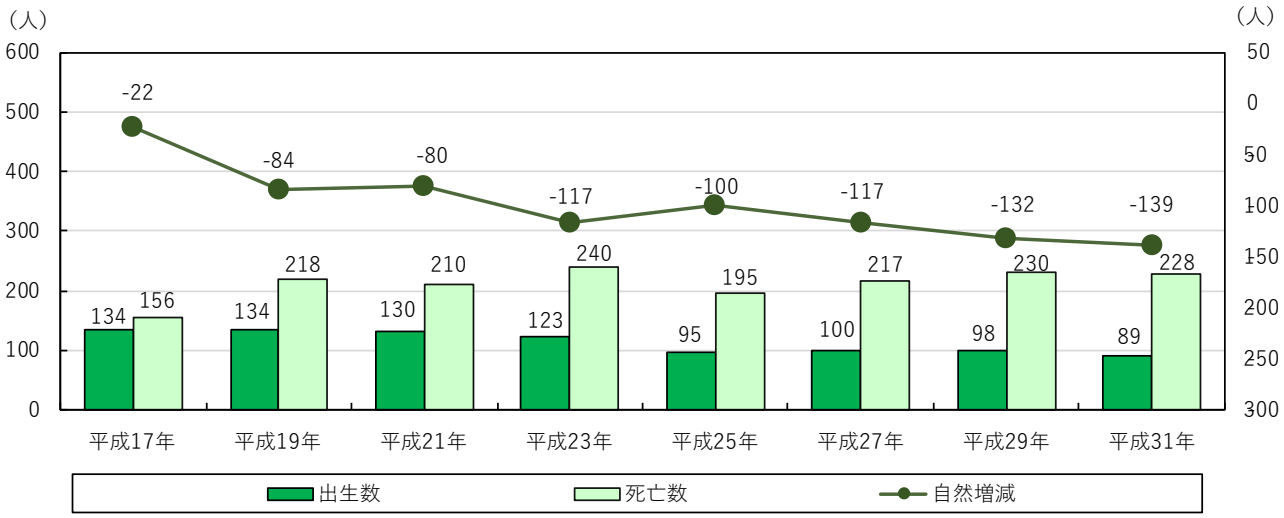


資料：若狭町人口動態

## （４）要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数については、平成２７年度から約１，０００人となっています。特に要介護２については、令和元年度で２５５人となっており、平成２７年度より５７人増加しています。

▶要支援・要介護認定者数の推移

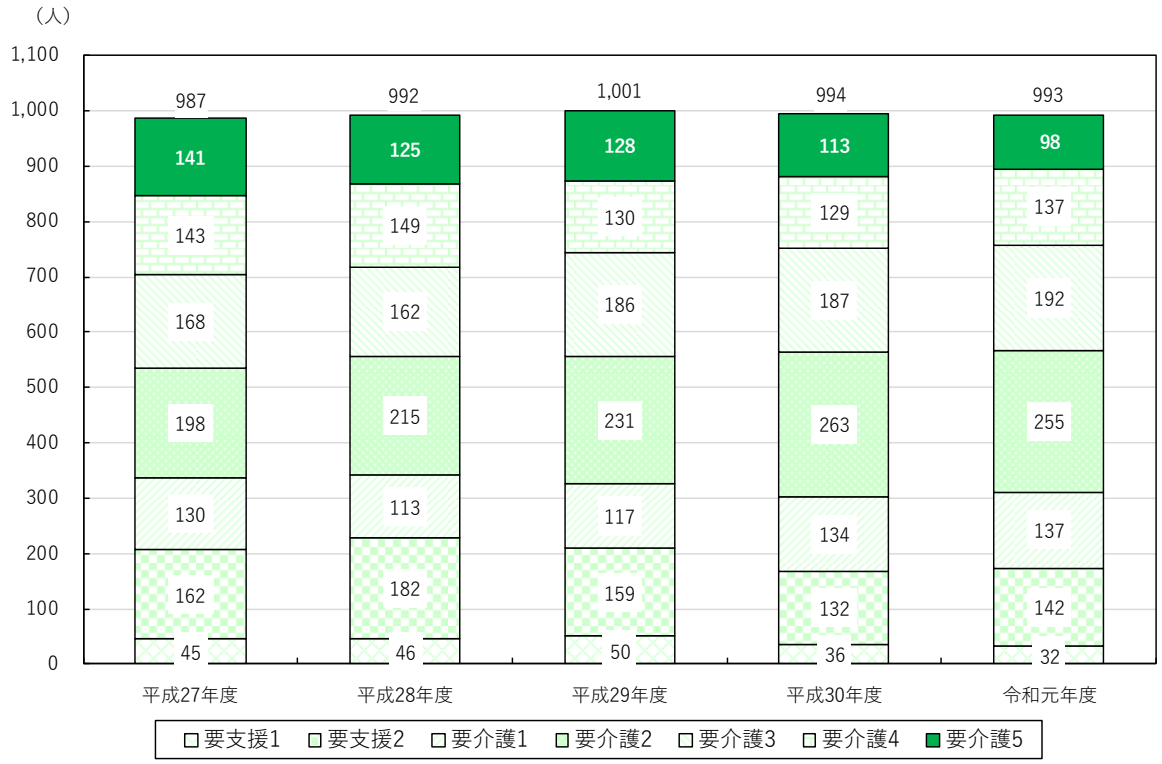


資料：介護政策評価支援システム（各年度９月末時点）

## （５）障害者手帳の交付状況

障害者手帳の交付件数をみると、平成２６年以降、身体障害者手帳は減少しており、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳はいずれも横ばいとなっています。

▶障害者手帳交付数の推移

| | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 身体障害者手帳 | 863 | 841 | 817 | 790 | 763 | 734 |
| 療育手帳 | 124 | 126 | 128 | 125 | 128 | 130 |
| 精神障害者<br>保健福祉手帳 | 91 | 94 | 84 | 82 | 90 | 92 |
| 合計 | 1,078 | 1,061 | 1,029 | 997 | 981 | 956 |

資料：若狭町福祉課

## （６）母子世帯と父子世帯の推移

母子世帯と父子世帯の推移をみると、いずれも増減を繰り返していますが、母子世帯については、平成２７年は平成２年の２．５倍となり、４０世帯となっています。

▶母子世帯と父子世帯の推移

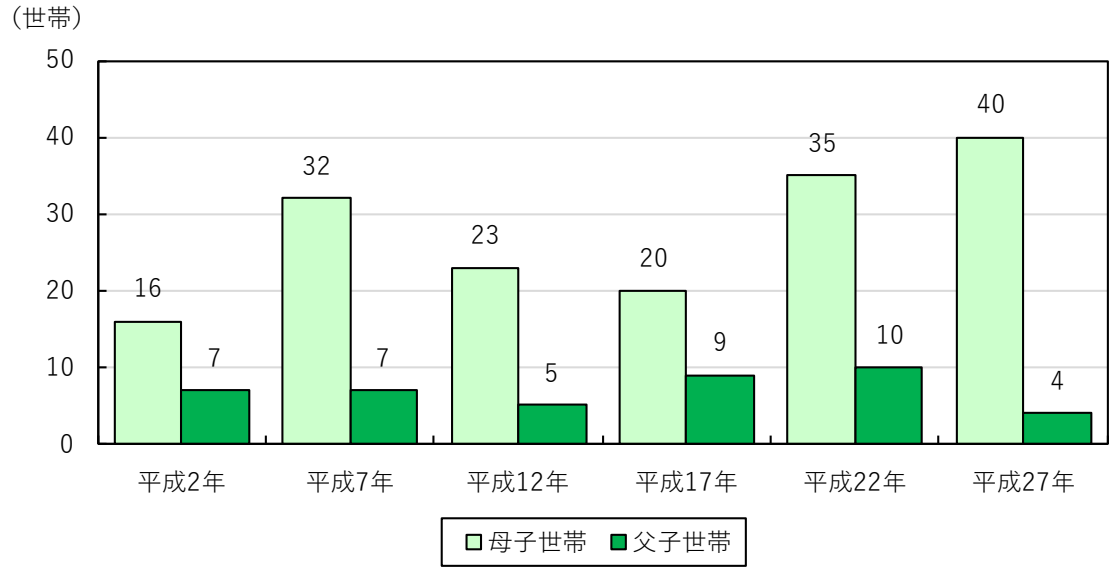


資料：国勢調査

## （７）児童生徒数の推移

小学校児童数と中学校生徒数の推移をみると、平成２７年では８３２人であった小学校児童数は、令和 2 年では７８０人に減少し、平成２７年では４６２人であった中学校生徒数は、令和２年では３８０人に減少しています。

▶小学校児童数と中学校生徒数の推移

単位：人

| | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 | 令和 2 年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 小学校児童数 | 832 | 825 | 839 | 819 | 800 | 780 |
| 中学校生徒数 | 462 | 444 | 433 | 412 | 401 | 380 |
| 合計 | 1,294 | 1,269 | 1,272 | 1,231 | 1,201 | 1,160 |

資料：若狭町学校要覧

## （８）合計特殊出生率の推移

若狭町の合計特殊出生率をみると、減少傾向にありますが、国や県と比較すると高い水準となっています。

▶合計特殊出生率の推移

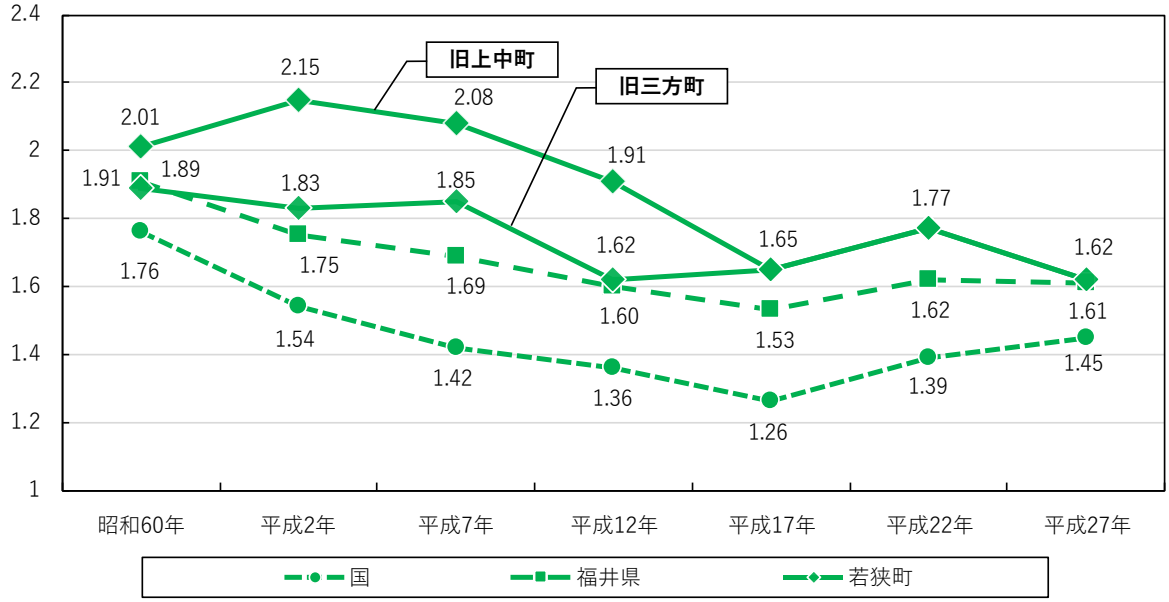


資料：国勢調査

## （９）生活保護受給者の推移

若狭町の生活保護世帯数は令和元年度より、また生活保護者数は平成２９年度より減少傾向にあります。

▶生活保護世帯数、生活保護者数の推移

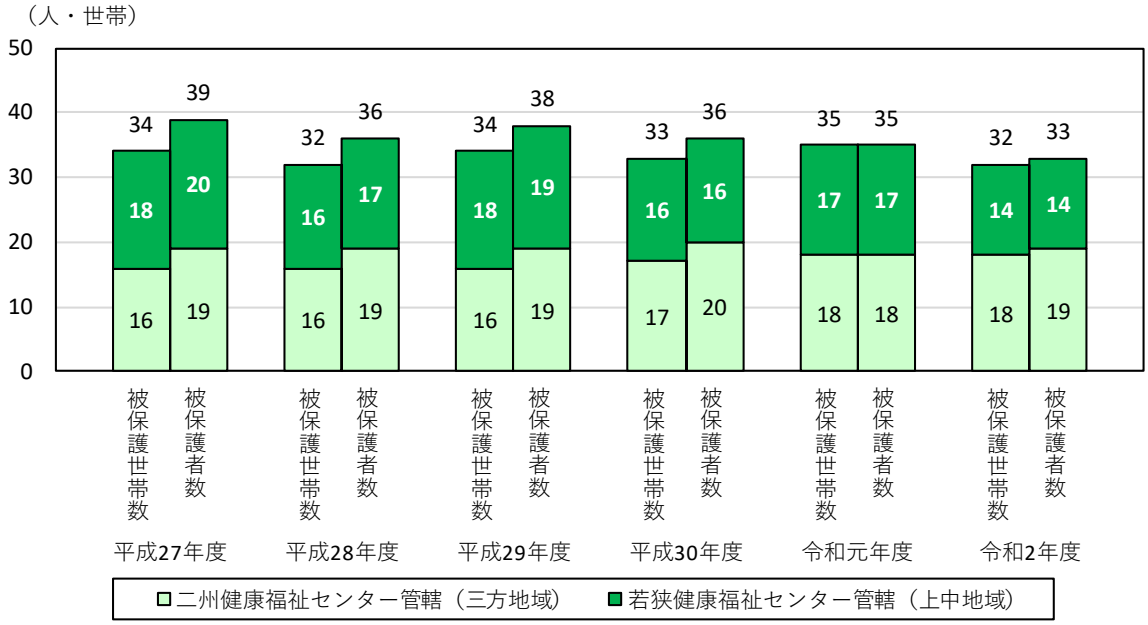


資料：若狭町福祉課

## （１０）成年後見制度町長申立件数の推移

成年後見制度町長申立件数の推移をみると、障害者に関する申立は０件、高齢者に関する申立については平成２７年は２件となっていましたが、平成３１年は０件となっています。

また、制度利用者数は令和元年（１２月３１日）時点で２１人となっています。

▶成年後見制度町長申立の推移

単位：人

| | | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 令和元年 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 高齢者 | 後見人 | 2 | 1 | 1 | 1 | 0 | 5 |
| | 保佐人 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | 補助人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 障害者 | 後見人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 保佐人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 補助人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | | 2 | 1 | 1 | 1 | 0 | 6 |

資料：若狭町福祉課

▶成年後見制度利用者数

単位：人

| | 法定後見 | | | 任意後見 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 後見人 | 保佐人 | 補助人 | | |
| 利用者数 | 14 | 5 | 2 | 0 | 21 |

資料：裁判所統計（令和元年 12 月 31 日時点）

## 2 関連計画のアンケート調査の主な結果

### （１）若狭町子ども・子育て支援事業計画

（『若狭町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（令和元年度）』より）

#### ① 日ごろ、子どもをみてもらえる親族・知人の有無

日ごろ、子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、就学前児童では「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も高く、５３．５％となっており、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が５０．５％となっています。小学生児童では「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が最も高く、５４．１％となっており、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が４６．５％となっています。

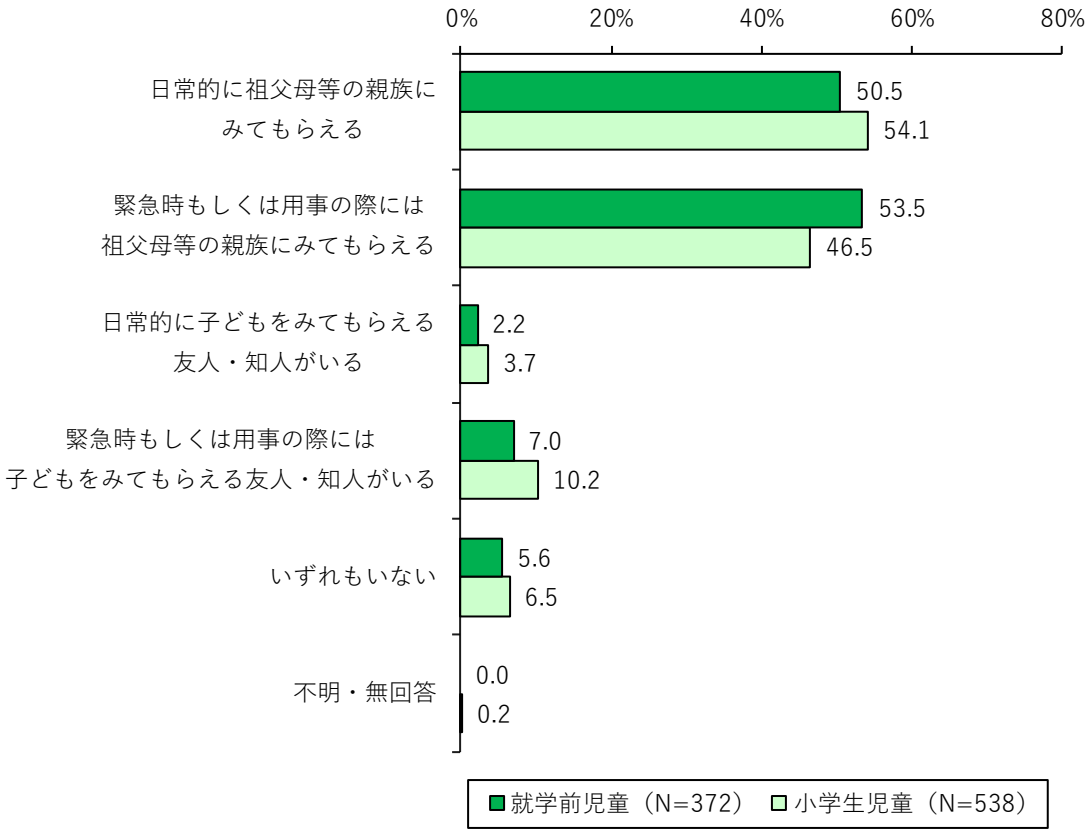

### ② 地域の方に協力してほしいこと

子どもを健やかに育てるために地域の方に協力してほしいことについては、就学前児童、小学生児童ともに「登下校の見守りや声かけ等、子どもの安全確保に取り組んでほしい」がそれぞれ７３．４％、６９．０％と最も高く、次いで、就学前児童では「子どもに自然体験、社会体験活動等をさせてほしい」が４７．６％、小学生児童では「地域の子どもにあいさつなどの声かけや、子どもをほめたり、しかったりしてほしい」が４４．６％となっています。

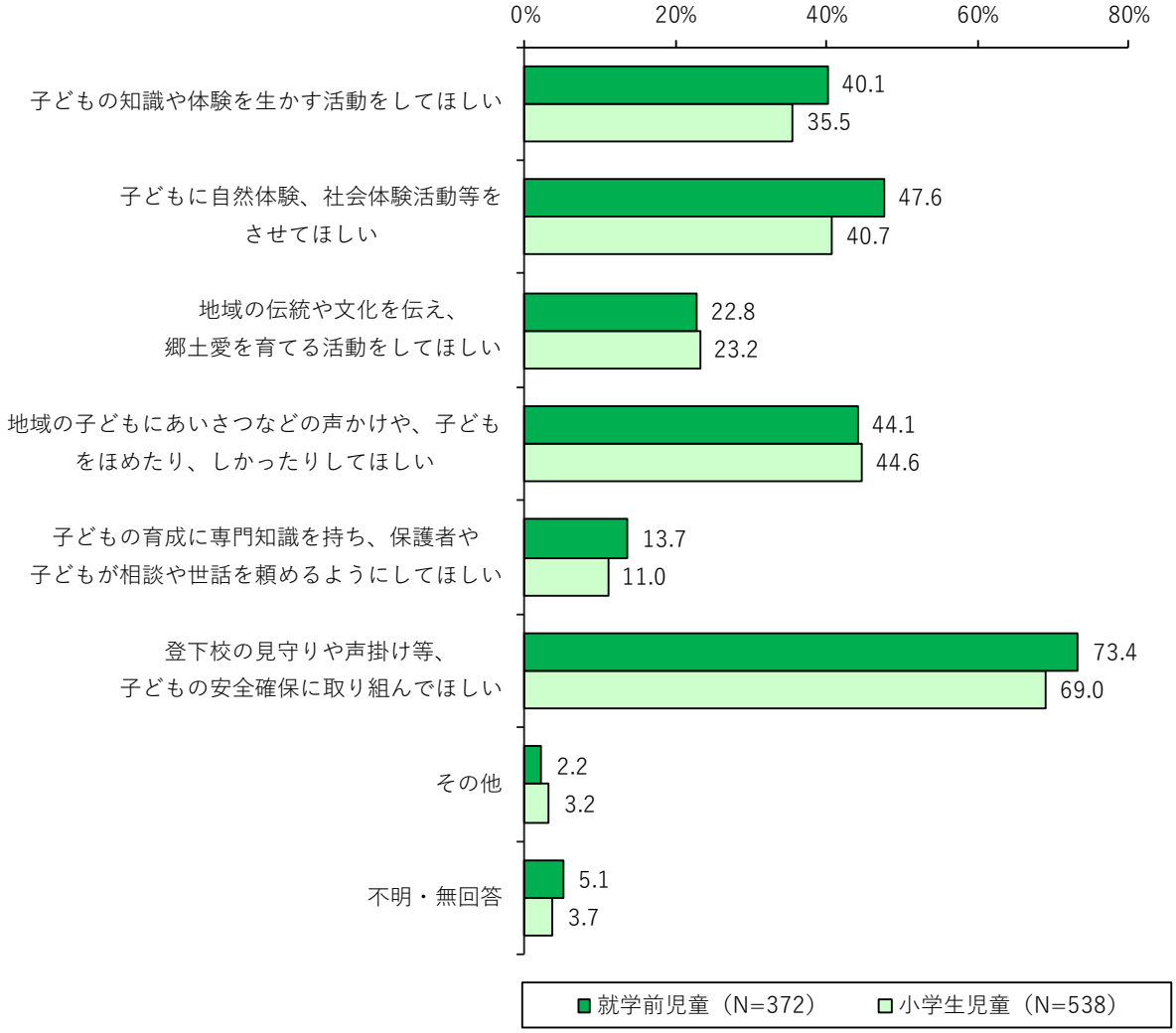

### ③ 子育て支援でもっと力を入れてほしいもの

子育て支援でもっと力を入れてほしいものについては、就学前児童、小学生児童ともに「子どもと一緒でも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が最も高く、次いで「親子が安心して集まれる身近な場がほしい」、「親子で参加できるイベントを開催してほしい」となっています。

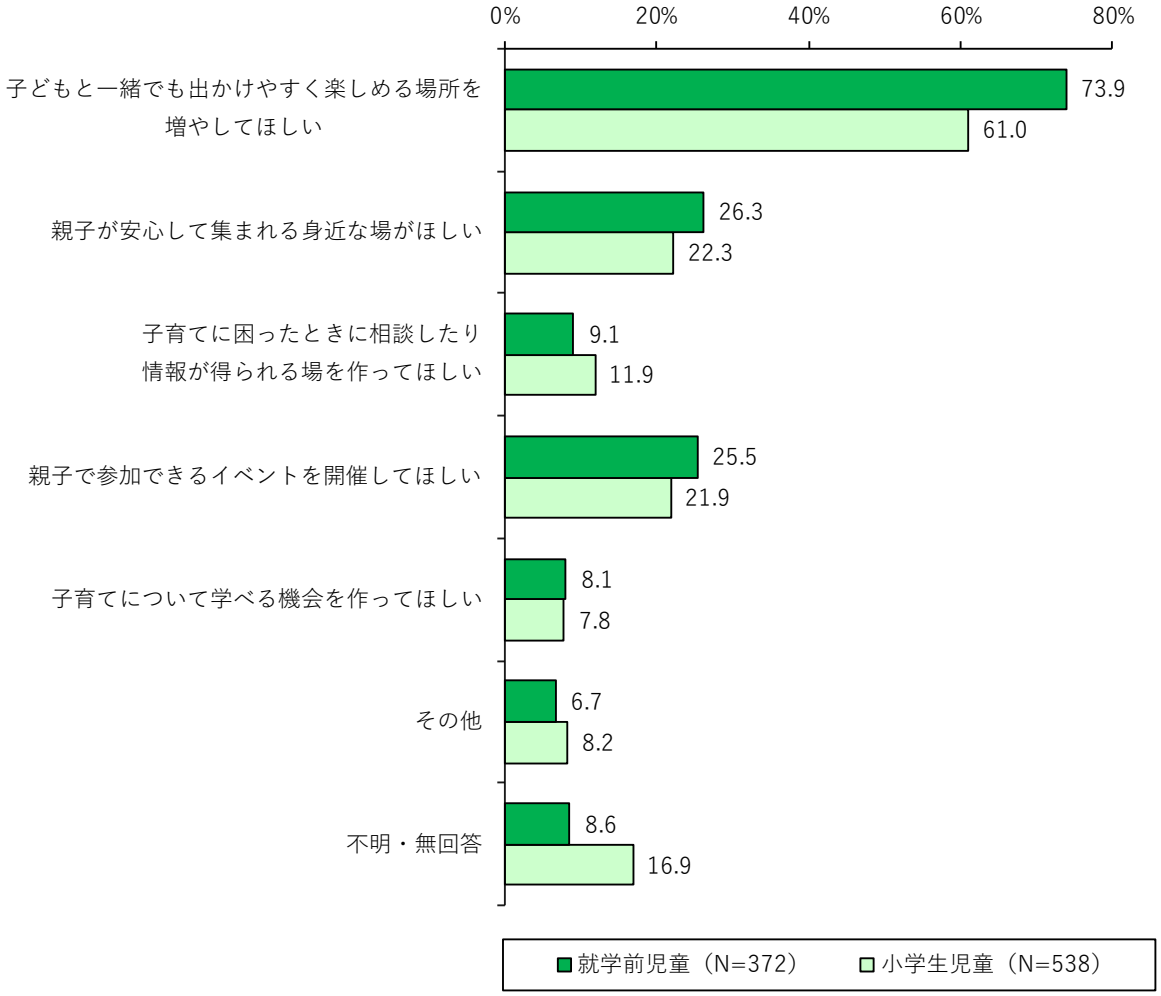

## （２）若狭町高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画

（『若狭町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（令和元年度）』より）

### ① 健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加

活動に参加者として参加してみたいと思うかについては、「参加してもよい」が６４．０％と最も高く、次いで「是非参加したい」が１７．６％、「参加したくない」が１１．７％となっています。

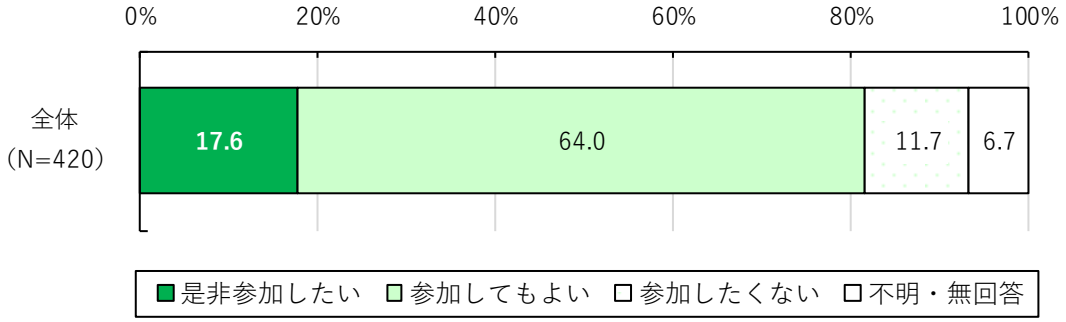


### ② 家族や友人･知人以外の相談相手

家族や友人･知人以外で、何かあったときに相談する相手については、「医師・歯科医師・看護師」が３８．６％と最も高く、次いで「社会福祉協議会・民生委員」が２８．６％、「地域包括支援センター・役所・役場」が２４．８％となっています。

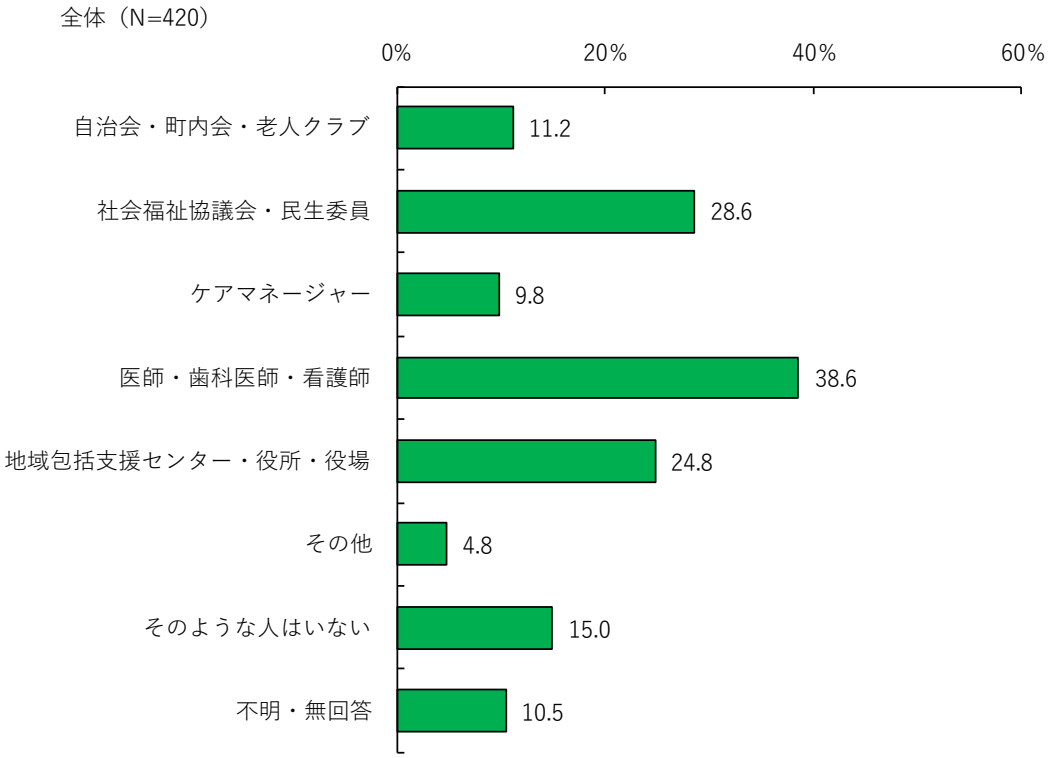

### ③ 高齢者にとって住みよいまちをつくるために必要なこと

高齢者にとって住みよいまちをつくるために、どのようなことが必要だと思うかについては、「困ったときに相談できる体制」が４３．１％と最も高く、次いで「往診や緊急時対応などの医療体制の充実」が３３．１％、「在宅福祉サービスの充実」が３１．４％となっています。

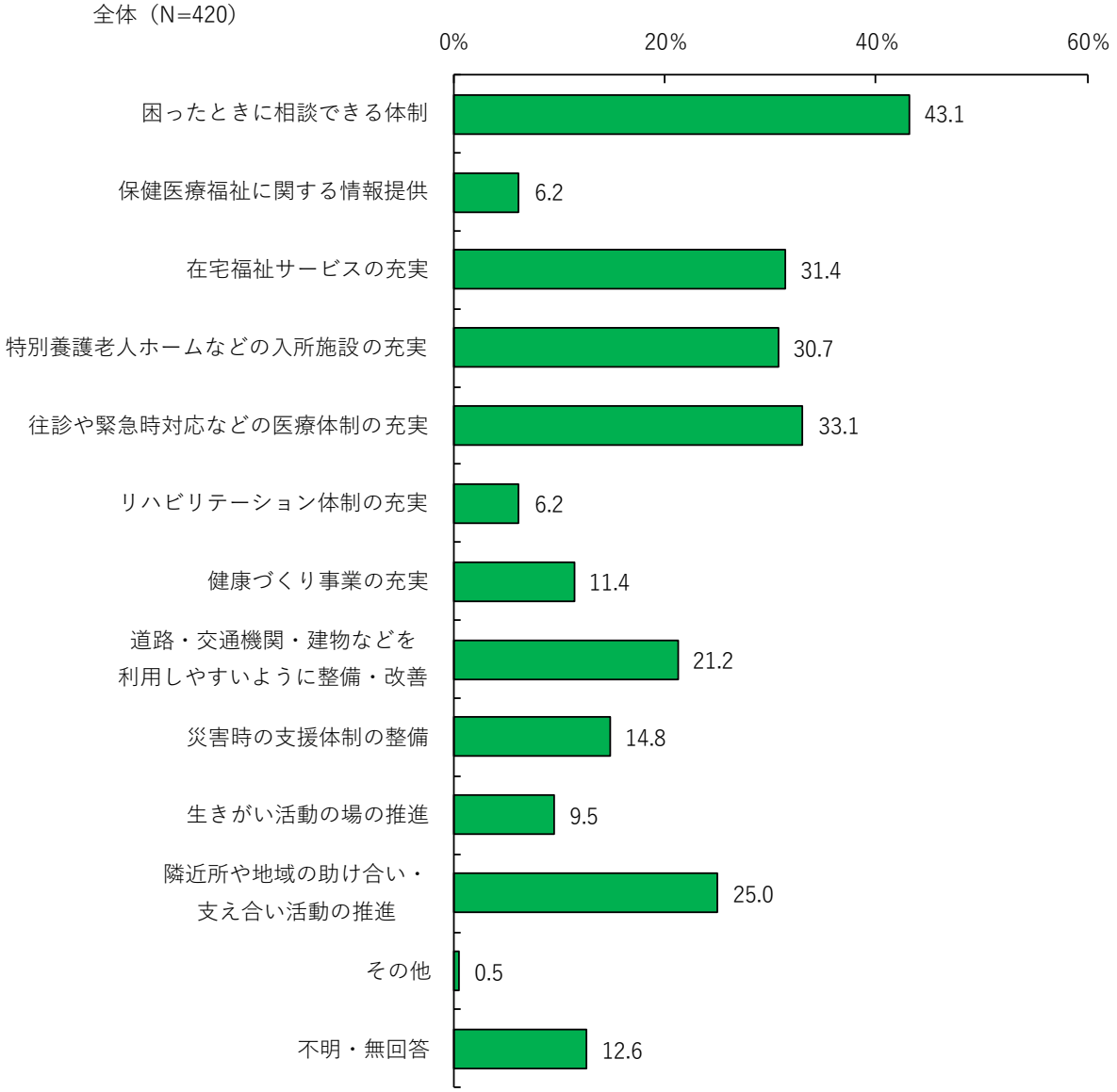

### ④ 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについては、「特にない」が３１．４％と最も高く、次いで「移送サービス（介護・福祉タクシー等)」が２９．３％、「外出同行（通院・買い物など)」が２５．１％となっています。

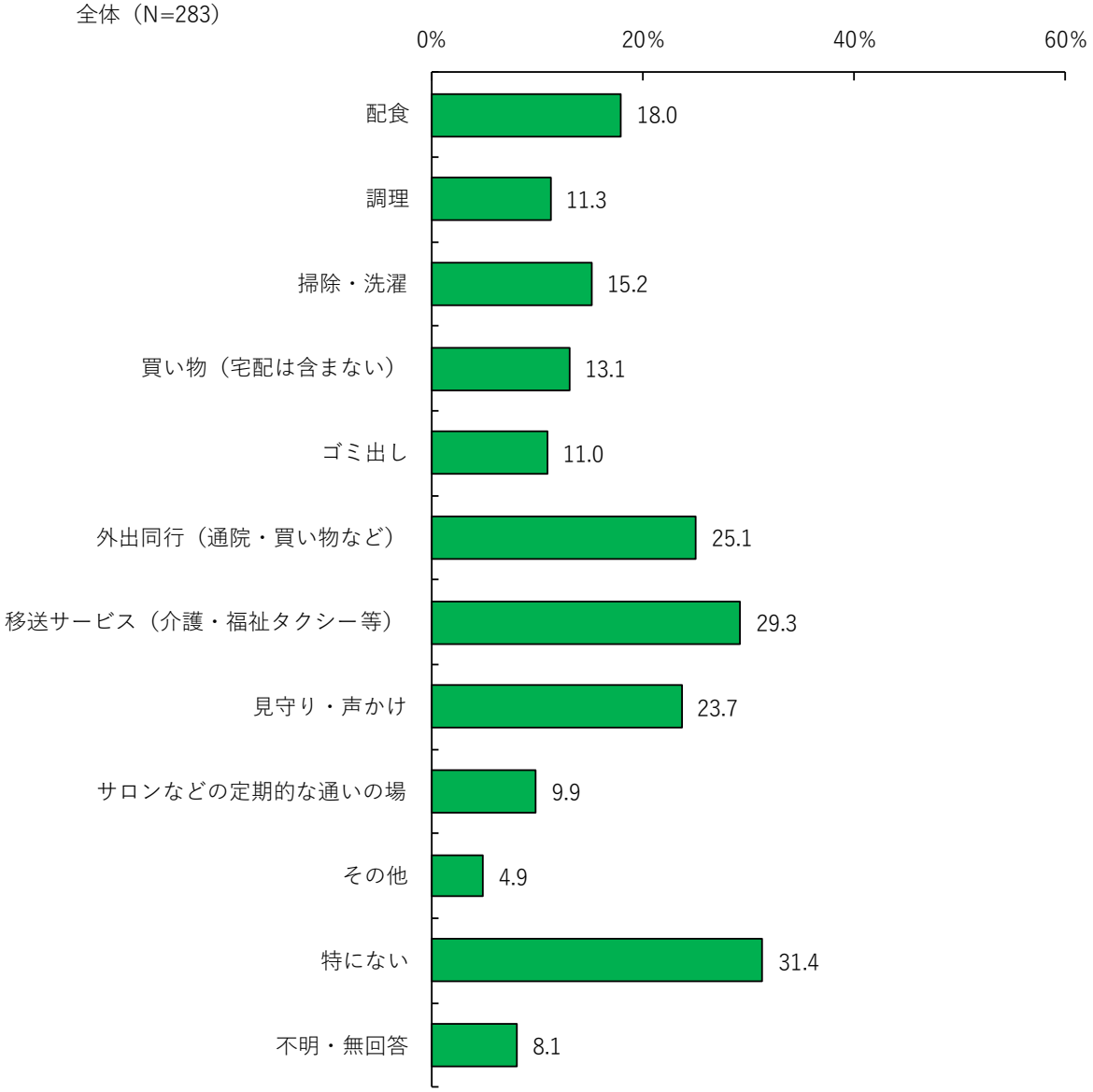

### ⑤ 近所の人との付き合いの程度

近所の人との付き合いの程度については、「立ち話をする程度」が２８．６％と最も高く、次いで「簡単な頼み事ならできる程度」が２２．３％、「あいさつをする程度」が２０．１％となっています。

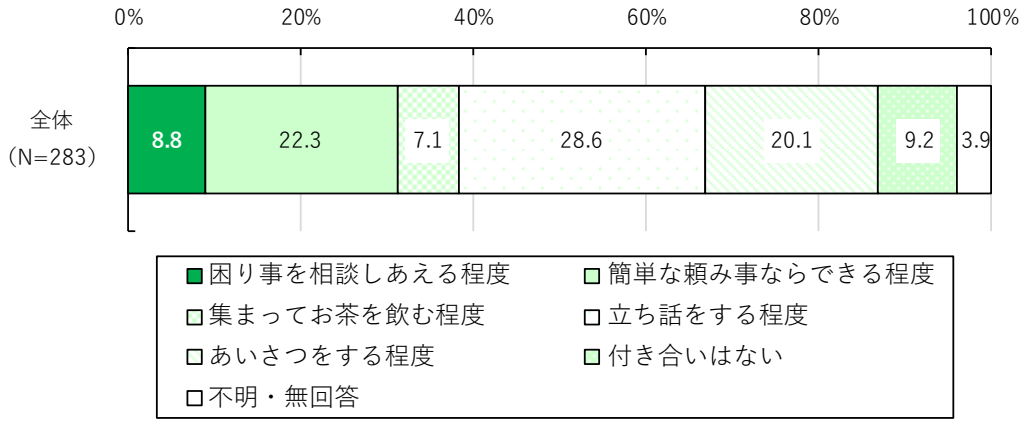


### ⑥ 日ごろ連絡を取り合う人・安否確認してくれる人

日ごろ連絡を取り合う人・安否を確認してくれる人については、「同居・別居の家族」が８０．９％と最も高く、次いで「ケアマネジャー」が６５．０％、「親戚」が５６．５％となっています。

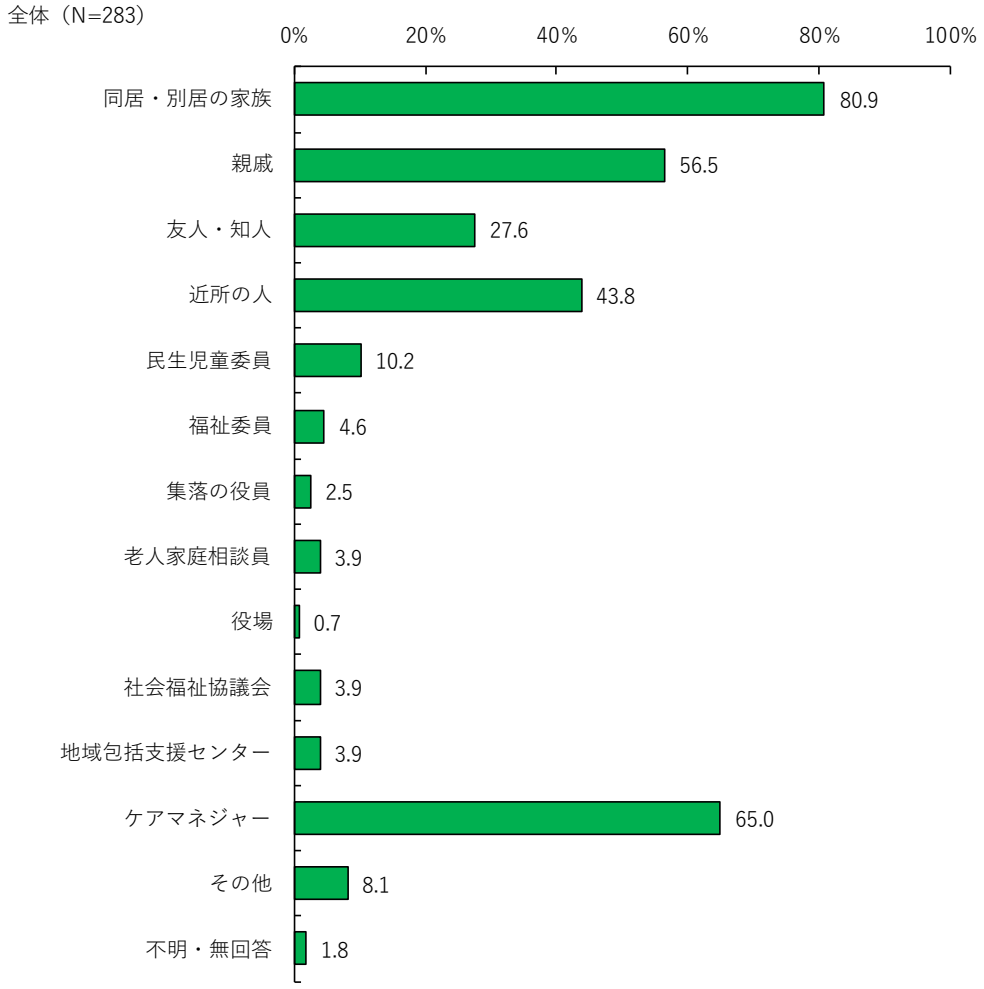

### ⑦ 地震等の災害発生時の避難

地震等の災害発生時の避難については、「家族の支援で避難できる」が６２．９％と最も高く、次いで「近所の人等、家族以外の人の支援で避難できる」が１６．６％、「自分で避難できる」が８．５％となっています。

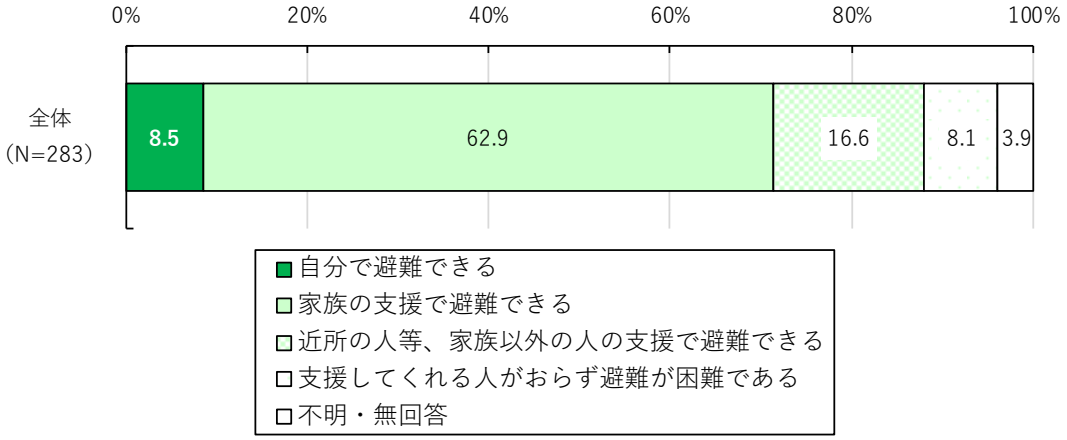


### ⑧ 自宅での生活を続けるため、充実すべきだと思う支援

自宅での生活を続けるため、充実すべきだと思う支援については、「介護をする家族などの負担を軽減してもらえること」が４９．１％と最も高く、次いで「自宅近くで『通い』や『訪問』、『宿泊』などのサービスを組み合わせながら利用できること」が３８．９％、「病院の送り迎えなど外出時のサポートが受けられること」が３２．９％となっています。

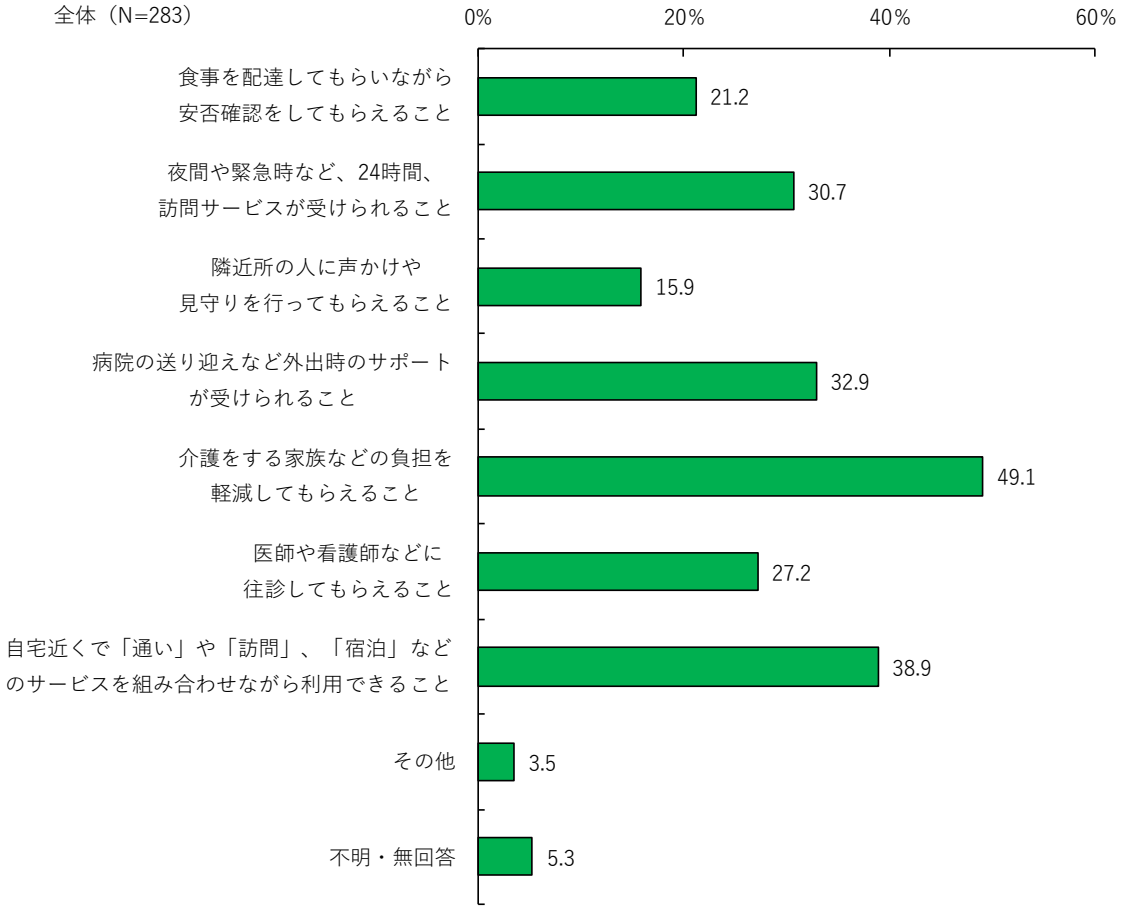

### ⑨ 成年後見制度の認知

成年後見制度の認知については、「知らない」が３９．２％と最も高く、次いで「制度の名称は聞いたことがあるが、内容は知らない」が２８．３％、「どういった制度か知っている」が２４．４％となっています。

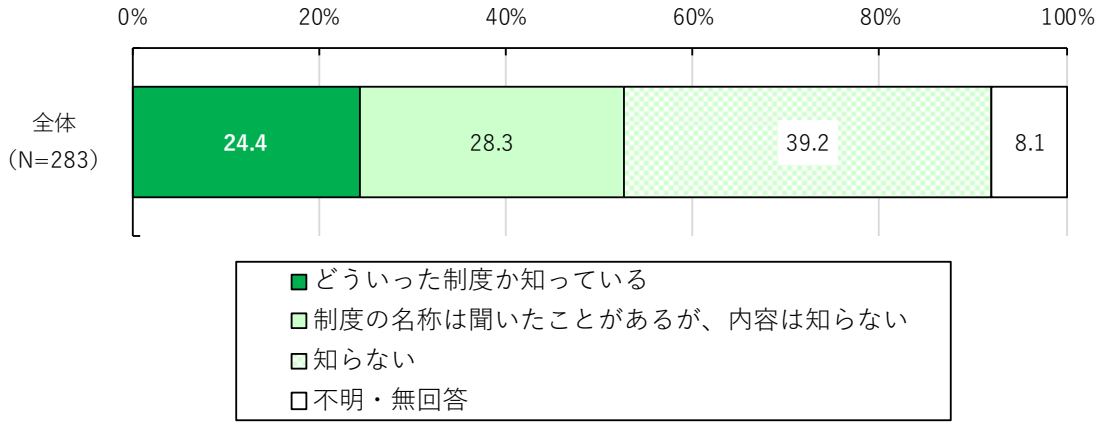


### ⑩ 成年後見制度に関する相談先窓口

成年後見制度に関する相談先窓口については、「地域包括支援センターまたは行政窓口」が３４．３％と最も高く、次いで「社会福祉協議会」が１６．６％、「その他」が６．４％となっています。

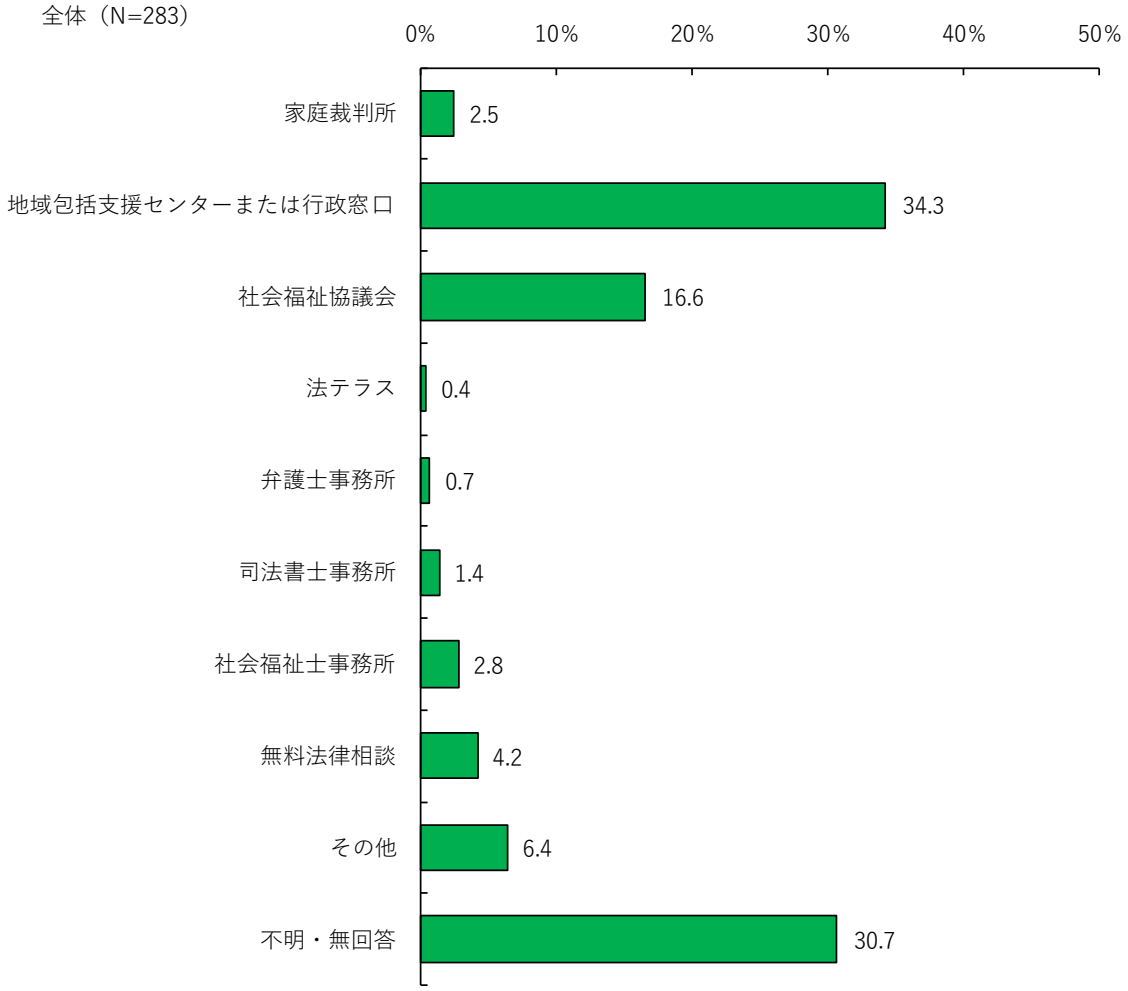

## 3　現状からみえてきた課題のまとめ

### 課題１　地域住民のつながりの推進

本町は、昔から地域住民のつながりが強固である性格を持っています。しかしながら、少子高齢化の進行や核家族世帯・高齢者夫婦世帯・高齢者単独世帯が増加し、地域住民のつながりが希薄化してきており、今後の生活に不安を感じる人も増えてきています。

そのため、地域住民が地域福祉への関心や理解を深め、また、地域の中でお互いに支え合い・助け合う意識を広く住民に浸透させることが重要となります。

また、地域福祉への意識醸成のため、広報や啓発活動を行うとともに、子どもから高齢者まで幅広い世代間の交流を促進し、地域住民のつながりを改めて深めていくことが必要です。

### 課題２　困りごとを相談できる体制づくり

アンケートでは、「日ごろ連絡を取り合う人・安否確認をしてくれる人」は同居・別居の家族が８０．９％と最も高く、次いでケアマネジャー、親戚、近所の人となっています。また「高齢者にとって住みよいまちをつくるために必要なこと」は困ったときに相談できる体制が４３．１％と最も高くなっています。

これからは、高齢者をはじめ障害者、子どもなどに関する複雑多岐にわたる支援を実施することはもとより、制度の狭間で支援を受けることができない人や複合的な課題を抱えている人に対しても、分野を超えた連携を図り、包括的に相談・支援ができる体制をつくっていくことが必要です。

また、課題解決に向け、適切な専門機関などへつなげることができる仕組みづくりに努めることも重要です。

### 課題３　安全安心に暮らせる地域づくり

近年、全国的に発生している様々な大規模災害をきっかけに、地域における支え合い・助け合いの重要性が再認識されています。また、統計データからも分かるように、要介護認定者数や高齢者夫婦世帯、高齢者単身世帯が増加しており、災害時の避難だけでなく、普段の生活においても移送サービスや外出同行など、何らかの支援を必要とする人が増えてくることが予測されます。その他、感染症発生時に備えた平時からの対策や感染症に対する地域での理解なども必要となってきます。

また、アンケートでは、「地域の方に協力してほしいこと」は就学前児童、小学生児童ともに登下校の見守りや声掛けなど、子どもの安全確保に取り組んでほしいが最も高くなっており、地域における子どもの見守りも重要となります。

これらの課題に対し、高齢者や障害者、子どもなど、地域のすべての人が、住み慣れた地域で安全安心に暮らすことのできるさらなる支援の充実が求められ、災害や緊急時に支援を必要とする人の把握と、それぞれに対する支援体制の整備が必要となります。

# 第3章　計画の基本的な考え方

## 1　計画の基本理念

本町では、「新しい感動と笑顔がひろがるまち」を将来像として、平成３０年１２月に策定された「第２次若狭町総合計画」（以下、総合計画）に基づき、各種事業・施策を総合的に推進しています。

総合計画の中では、福祉分野の基本目標として「安心して、快適に暮らせるまちづくり」、「住みなれた地域で元気に暮らせるまちづくり」、「心豊かな感性を育むまちづくり」、「住みやすい地域づくり」が設定されており、本計画においても、この４つの基本目標を踏まえながら推進していきます。

また、前計画である第３次計画のさらなる実現と発展を図るため、前回まで推進してきた計画の基本的な考え方や方向性、目的などを継承し、本計画の基本理念を次のように設定します。

**基 本 理 念**

**地域がつながり、みんなで支え合う、**

**やさしさあふれるまち　わかさ**

## 2 計画の基本目標

### 基本目標 1 地域がつながる共生社会づくり

地域福祉の推進には、地域住民同士のつながり、また幅広い世代や立場の人との交流による相互理解と関係性を深めることが重要です。他人ごとになりがちな地域の課題や福祉を自分の事として捉え、関心や興味を持ち、地域における支え合いや助け合いの重要性に関する理解を深める取り組みを行っていきます。

また、地域福祉に対する意識向上を図るため、啓発活動や学習機会の提供、交流の場づくりを促進し、多くの住民に情報が届くよう努めます。

### 基本目標 2 地域で支え、相談できる体制づくり

高齢者夫婦世帯や高齢者単独世帯、障害者やひとり親家庭などが抱えている課題、また生活困窮者や制度の狭間で支援を受けることができない人など、地域の課題は、複雑化、多様化、複合化してきています。

それらの課題や支援を必要とする人に迅速に対応するには、地域住民による見守りや身近な圏域での相談体制を充実させ、行政や関係機関との連携・協働を促進していくことが重要となります。また、分野を横断した包括的な相談体制や専門的な支援につなぐことができる仕組みを構築することが重要であり、それらを一体的に推進していきます。

### 基本目標 3 安全で安心、ありのままで暮らせる地域づくり

住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう、地域における日頃からの見守り体制の充実を図り、災害などの緊急時、感染症発生時などに備え、関係機関との連携を密にし、支援を必要とする人の把握と、個別の支援計画の作成を行います。さらに地域住民がお互いに助け合い・支え合う事のできる体制づくりの構築に努め、一人ひとりの権利擁護の促進を図り、あらゆる面で誰もが自分らしく暮らすことのできる地域づくりを推進します。

## 3 計画の体系

| 基本理念 | 基本目標 | 基本方針 |
|---|---|---|
| 地域がつながり、みんなで支え合う、やさしさあふれるまち　わかさ | **基本目標　1**<br>地域がつながる共生社会づくり | （１）地域住民の交流促進とコミュニティづくり<br>（２）地域福祉の意識向上と学習機会の推進 |
| | **基本目標　2**<br>地域で支え、相談できる体制づくり | （１）情報提供体制の充実と情報発信の強化<br>（２）包括的な相談支援体制の構築<br>（３）生活困窮者への支援体制の強化 |
| | **基本目標　3**<br>安全で安心、ありのままで暮らせる地域づくり | （１）安心して生活できる地域づくり<br>（２）災害に備えた地域づくりの推進<br>（３）権利擁護の推進 |

## 4 重点的な取り組みの推進

### 包括的な相談支援体制の構築

これまで、高齢者や障害者、子どもなど、それぞれの各種制度に基づいた支援体制が整備され、支援の充実が図られてきました。しかし、現在では、生活困窮や社会的孤立など、複合的な課題を抱える世帯や個人が増加してきています。また引きこもりなど、公的な支援を受けることができない制度の狭間にある方への対応や、買い物、通院の付き添いなど、身近な生活課題への対応も求められています。

このような状況の中、複合的な課題を抱える世帯や個人などを支援するためには、あらゆる相談を包括的に受けることができる体制整備が必要となってきます。

そのため、庁内の関係所管課と町社会福祉協議会などの専門的な相談支援機関と連携を図り、また、集落（自治会）や民生委員・児童委員などの住民に身近な相談者とも連携・協働を図りながら、包括的な幅広い分野の相談支援体制の構築に努めます。

▶多機関の協働による包括的な相談支援体制のイメージ

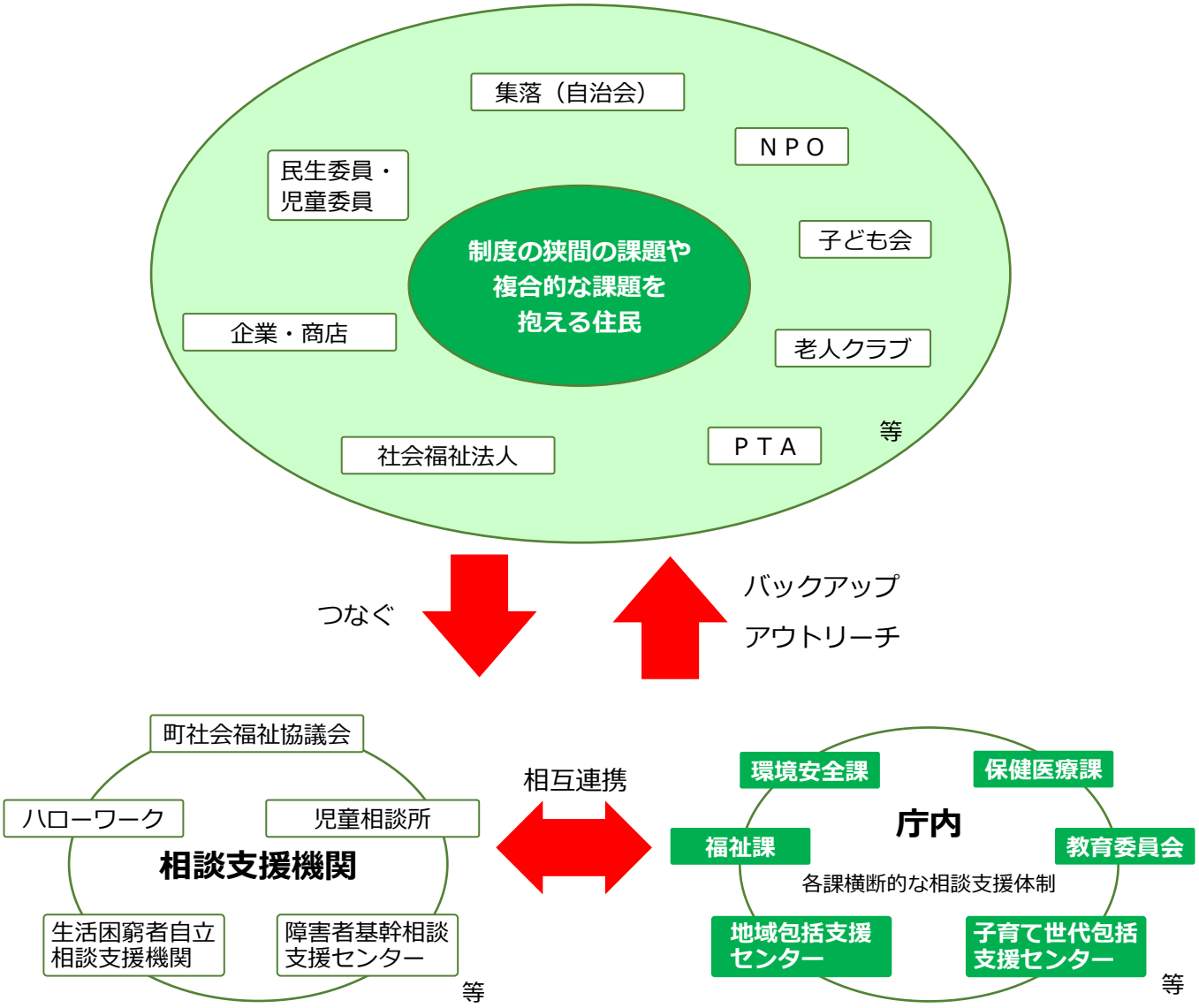

## 5 計画における地域福祉圏域の考え方

地域福祉活動については、身近な地域で行われるものから、町全域で行われるものまで、その活動に応じた範囲で行い、住民などが主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境整備が求められています。

本町では、町の圏域を次の３つの重層的な圏域で捉え、各圏域における地域福祉活動を機能させ、地域福祉の推進を図ります。

▶地域福祉圏域のイメージ

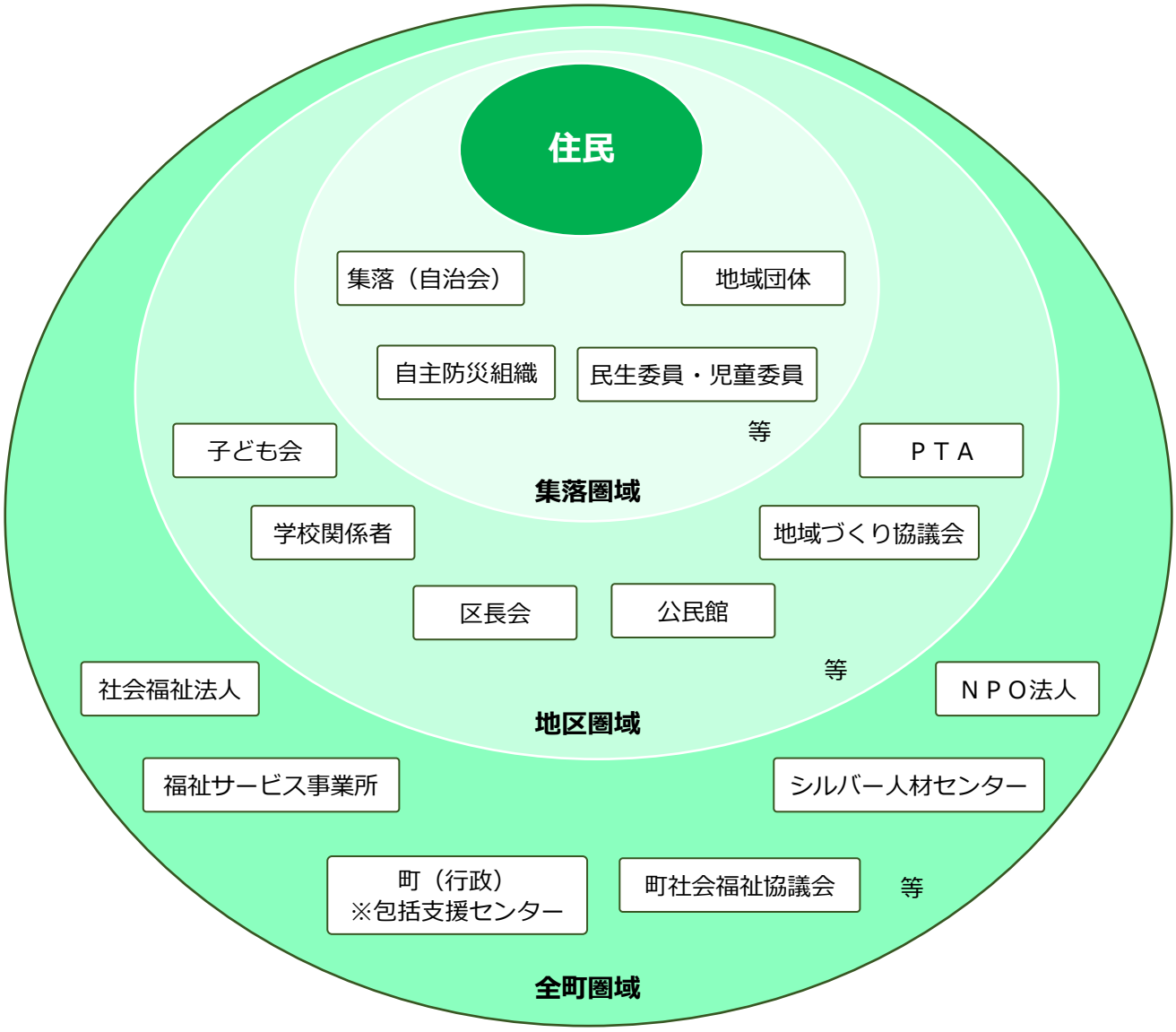

# 第4章　施策の展開

## 基本目標１　地域がつながる共生社会づくり

### （１）地域住民の交流促進とコミュニティづくり

身近な圏域を基盤としたネットワークづくりや地域における交流を促進するため、地域住民がつながりを持てるコミュニケーションの機会と場づくりを行政や町社会福祉協議会、関係団体などが連携しながら行います。

| No. | 取り組み項目 | 取り組み内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 1 | 住民誰もが気軽に立ち寄れる居場所づくりや、住民による新たな活動、住民同士の交流促進に向け、地域住民などが集う場所の整備や既存施設などの活用を促進 | **①集落サロンへの支援**<br>・気軽に集まれる居場所を集落ごとで提供し、引きこもりがちな高齢者や障害者の交流促進を図る。<br>**②各種教室などの周知・開催**<br>・高齢者を対象に健康体操教室やフレイル予防を目的とした健康教室を行うことで、気軽に集まれる場の提供と、同時に介護予防を行う。<br>・子育て世代を対象に子育てに関する教室を開催し、情報交換や交流ができる場を提供。<br>・各種教室などの情報を「広報わかさ」や自治会活動の場などを活用し発信。<br>**③空き家情報（空き家バンク）の周知**<br>・空き家を活用することにより、町外からの移住者と交流を図る。 | 福祉課<br>保健医療課<br>政策推進課 |
| 2 | 住民が主体的に地域課題を把握し、その解決を試みることができる体制づくりの支援と、地域づくりに資する事業を支援 | **①地域づくり協議会や地域支え合い活動組織の充実**<br>・地域の課題を検討し、解決のための体制づくりや住民活動などを支援し、地域での活動を推進する。（地域支え合い活動） | 福祉課<br>政策推進課 |

## （２）地域福祉の意識向上と学習機会の推進

地域福祉の推進、意識向上を図るためには、住民が福祉について関心や興味を持ち、学ぶことが重要となります。そのため、関係団体や行政は住民に対し、学ぶ機会の提供や広報周知、啓発活動を行います。

| No. | 取り組み項目 | 取り組み内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 3 | 地域福祉や人権尊重への住民の理解と関心を深め、主体的参加の促進と意識向上に努めるとともに、住民の交流会や勉強会の開催を推進 | **①地域福祉の広報啓発**<br>・多様な媒体活用、イベントなど様々な機会を利用した広報活動の推進、区長などを通じた情報伝達の促進。<br>・住民の現状や情報などを「広報わかさ」や自治会活動の場などを活用し発信。<br>**②福祉教育の推進**<br>・福祉や人権に関する学習プログラムを充実させ、教育・学習機会を図る。<br>・障害のある人や高齢者などとの交流機会を充実させ、福祉に関する基本的な理解促進に努める。<br>**③権利擁護の推進**<br>・若狭町人権意識高揚大会などを通じ、人権についての正しい理解と認識を深める。<br>・学習会や研修会などを開催し、人権尊重意識の普及と高揚を図る。 | 福祉課<br>教育委員会事務局 |
| 4 | 地域福祉への意識向上のため、寄付や共同募金などの取り組みを推進 | **①各種募金や寄付金などの推進、周知**<br>・まごころ基金や赤い羽根共同募金、また日赤への寄付など、福祉に関する募金や寄付について推進や周知を図る。 | 福祉課 |
| 5 | 住民、ボランティア団体、ＮＰＯなどの社会福祉への支援を推進し、ボランティアへの参加を促進 | **①ボランティア出前講座の実施**<br>・ボランティアの輪が広がるよう、また子どもから大人まで幅広い世代がボランティア活動を知るきっかけづくりを目的に、町社会福祉協議会と連携し、ボランティア出前講座を開催する。 | 福祉課 |

| No. | 取り組み項目 | 取り組み内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 6 | ボランティア活動に関する相談窓口の充実や連携強化を図り、広報やインターネットを活用した情報を提供 | **①ボランティアセンターへの運営支援**<br>・ボランティアセンターの運営主体である町社会福祉協議会への支援と連携を図り、ボランティアセンターの周知と意識向上に努める。 | 福祉課<br>環境安全課　等 |
| 7 | 地域福祉やまちづくりを推進する人材を養成 | **①認知症サポーターの養成**<br>・認知症の人や家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域づくりのために、養成講座を行う。<br>**②認知症キャラバン・メイトの養成**<br>・認知症サポーター養成講座の講師を養成し、認知症に対する正しい知識を持ったサポーターの養成を図る。<br>**③地域づくり協議会への支援**<br>・地域における様々な交流活動への支援などにより地域活動団体などの活性化を図る。 | 福祉課<br>政策推進課 |
| 8 | 社会福祉法人による公益的な活動を支援 | **①公益的な取り組みを推進**<br>・社会福祉法人による地域における公益的な活動に関して、連携を図りながら、活動内容を紹介するとともに、活動支援を行う。 | 福祉課 |

## 基本目標２　地域で支え、相談できる体制づくり

### （１）情報提供体制の充実と情報発信の強化

住み慣れた地域で安心して生活するためには、様々な福祉サービスを必要としている人がいます。そのような人が、適切なサービスを必要なタイミングで利用することができるよう、相談に関する情報提供の充実を図ります。

| No. | 取り組み項目 | 取り組み内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 9 | 民生委員・児童委員が地域とのパイプ役として活動できる環境を支援し、専門的な資質向上を図るため、各種研修を実施 | **①若狭町民生委員児童委員協議会への支援**<br>・事務局（福祉課）が、協議会の円滑な運営を支援する。<br>**②民生委員・児童委員への研修の実施**<br>・委員の資質向上を図るため、各種研修会などの実施や案内を行う。 | 福祉課 |
| １０ | 子どもの貧困対策として、相談体制の充実や緊急時の生活支援、学習支援、貧困対策についての周知・啓発 | **①子どもの学習・生活支援事業の周知**<br>・二州健康福祉センター、若狭健康福祉センターが行っている学習・生活支援事業について、広く周知を行う。 | 福祉課 |
| １１ | 福祉サービスの評価を実施するほか、サービス内容の開示などにより、利用者の適切なサービス選択を確保 | **①福祉サービスの情報公開の推進**<br>・住民が自ら希望する福祉サービスなどを選択し、利用できるよう、サービス提供事業者によるサービス情報の提供に努める。<br>・事業者のサービス情報をホームページに掲載するとともにそれ以外の方法でも、広くサービス情報を周知する。 | 福祉課 |

## （２）包括的な相談支援体制の構築

地域には、高齢者や障害者、子どもなど様々な困りごとを抱えた人たちが生活しています。特に制度の狭間にある人や社会的に孤立している人などは支援につながりにくい傾向があります。そのため、身近な圏域で早期に発見、支援ができる体制づくりと、行政や町社会福祉協議会、関係機関などが分野横断的に連携し、包括的な相談支援体制の構築に努めます。

| No. | 取り組み項目 | 取り組み内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| １２ | 住民が気軽に相談できるよう、包括的な相談窓口の周知や相談支援体制の充実を図る | **①包括的・総合相談支援体制の充実**<br>・包括支援センター、福祉課、保健医療課など関係各課が連携し、ワンストップでの総合的な相談体制を充実させ、必要に応じて的確に専門的な機関へつながるよう、連携を図る。<br>**②各種相談事業の実施**<br>・各種相談事業（心配ごと、法律、人権、結婚、行政）について、相談者が必要に応じて利用できるよう広く周知し、定期的に相談事業を実施する。 | 福祉課<br>保健医療課　等 |
| １３ | 高齢者、障害者、子どもに対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者または保護者が抱えている課題への支援のあり方を検討 | **①包括的・総合相談支援体制の充実**<br>・包括支援センター、福祉課、保健医療課など関係各課が連携し、ワンストップでの総合的な相談体制を充実させ、必要に応じて的確に専門的な機関へつながるよう、連携を図る。 | 福祉課<br>保健医療課　等 |
| １４ | 各種相談機関や医療、福祉サービス事業者、民生委員・児童委員などと連携して、支援を必要とする相談者の生活課題の早期把握と適切なサービスへのつなぎを推進 | **①心配ごと相談の周知**<br>・相談者にとっての身近な窓口として、民生委員・児童委員による心配ごと相談所を継続して開設する。<br>**②民生委員・児童委員活動支援**<br>・地域のつなぎ役を担っている民生委員・児童委員の活動について、相談者の課題を早期に発見できるよう支援を行う。<br>**③相談担当職員の技能向上**<br>・相談に対応する行政職員が積極的に研修会などに参加し、技能向上、自己研鑽を図る。 | 福祉課 |

| No. | 取り組み項目 | 取り組み内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| １５ | 福祉サービスを必要とする住民に対する相談支援体制の充実 | **①民生委員・児童委員活動の充実**<br>・福祉サービスを必要とする人の相談に対応できるよう自己研鑽を行い、行政や支援機関とのつなぎ役を担う。<br>**②包括的・総合相談支援体制の構築**<br>・包括支援センター、福祉課、保健医療課など関係各課が連携し、ワンストップでの総合的な相談体制を充実させ、必要に応じて的確に専門的な機関へつながるよう、連携を図る。 | 福祉課<br>保健医療課　等 |
| １６ | 様々な課題を抱える人の就労や活躍の場の確保などを目的とした福祉以外の様々な分野との連携を図る | **①自立相談支援事業の支援**<br>・二州健康福祉センター、若狭健康福祉センターが主体的に行っているため、相談者を的確な支援に繋げ、連携を図る。 | 福祉課 |
| １７ | 利用者の適切な支援や生活の質の向上のため、共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスなどの推進 | **①介護保険事業と障害福祉サービス事業の連携と共生型サービスの検討**<br>・介護、障害のそれぞれのサービスを利用できるよう介護保険と障害福祉との連携を図り、共生型サービスも視野に入れながら、更なる体制整備も検討を行う。 | 福祉課 |

## （３）生活困窮者への支援体制の強化

包括的な相談支援体制の充実により、生活に問題や課題を抱える人の早い段階での発見や支援に努めますが、その中でも特に生活困窮者については、福井県（二州健康福祉センター、若狭健康福祉センター）と連携し、支援を推進します。

| No. | 取り組み項目 | 取り組み内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| １８ | 生活困窮者、社会的孤立者など、各分野横断的に関係する人に対応できる体制の充実 | **①包括的・総合相談支援体制の充実**<br>・包括支援センター、福祉課、保健医療課など関係各課が連携し、ワンストップでの総合的な相談体制を充実させ、必要に応じて的確に専門的な機関へつながるよう、連携を図る。 | 福祉課<br>保健医療課　等 |
| １９ | 生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭などのうち、就労に困難を抱える人に対する段階に応じた適切な支援のあり方を検討 | **①包括的・総合相談支援体制の充実**<br>・包括支援センター、福祉課、保健医療課など関係各課が連携し、ワンストップでの総合的な相談体制を充実させ、必要に応じて的確に専門的な機関へつながるよう、連携を図る。<br>**②自立相談支援事業の支援**<br>・二州健康福祉センター、若狭健康福祉センターが主体的に行っているため、相談者を的確な支援に繋げる。<br>**③シルバー人材センターの活動充実**<br>・リタイア層の元気な高齢者について、これまでの経験を十分生かせるような就労に向け、シルバー人材センターと連携を密にする。<br>**④障害者の雇用・就業の推進**<br>・障害者の就労に向けて、若狭町子ども・若者サポートセンターやハローワーク、嶺南障害者就業・生活支援センターなどの就労支援機関と連携し、障害の特性に応じた就労支援対策を推進する。 | 福祉課<br>保健医療課　等 |

| No. | 取り組み項目 | 取り組み内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| ２０ | 生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する人の住まいの確保や、生活の安定、自立促進にかかる取り組みについての支援 | **①住居確保給付金の周知**<br>・主体的に事業を行っている二州健康福祉センター、若狭健康福祉センターにつなげ、対象者の支援を行う。<br>**②町営住宅の管理**<br>・町営住宅に関して、対象者を支援できるよう周知できる体制を整えておく。<br>**③空き家情報（空き家バンク）の周知・活用**<br>・空き家バンクに関して政策推進課と連携を図り、対象者を支援できるよう周知できる体制を整え、活用に繋げる。 | 福祉課<br>環境安全課<br>政策推進課 |
| ２１ | 様々な課題を抱える人の就労や活躍の場の確保などを目的とした福祉以外の様々な分野との連携を図る | **①自立相談支援事業の支援**<br>・二州健康福祉センター、若狭健康福祉センターが主体的に行っているため、相談者を的確な支援に繋げ、連携を図る。 | 福祉課 |

## 基本目標３　安全で安心、ありのままで暮らせる地域づくり

### （１）安心して生活できる地域づくり

住民一人ひとりの人権を尊重し、自分らしく生きていくことができるように、細やかな支援に努めます。また、ＤＶ（ドメスティックバイオレンス）や虐待、犯罪・非行に対応し、さらには罪を犯した人を支援できるよう地域や関係機関との連携強化に努めます。

| No. | 取り組み項目 | 取り組み内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| ２２ | ＤＶの解決に向け、関係機関と連携し、普及啓発と相談体制や緊急時の速やかな対応に努める | **①正しい知識の普及と相談窓口の周知**<br>・配偶者やパートナーからの暴力の定義などに関する正しい知識の普及や相談窓口、専門機関との連携を図る。 | 福祉課 |
| ２３ | 犯罪や非行の防止に取り組むとともに、保健医療、福祉、就労などの支援を必要とする犯罪をした者に対し、社会復帰を支援 | **①社会を明るくする運動の推進**<br>・犯罪や非行のない、明るい地域社会を築くため、当該運動の推進委員会構成団体をはじめ、町全体で社会を明るくする運動を推進する。<br>・犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えるため、保護司会、協力雇用主会、更生保護センターを中心に、町民も含めた町ぐるみで対象者を支援する。<br>**②地域ケア会議の開催**<br>・生活困窮などが要因となり、犯罪に手を染める前に、また再犯を防止するため、地域と行政が協力し、自立に向けての相談、助言、支援などを行う。 | 福祉課 |
| ２４ | 自殺対策など、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくり、誰もが立ち寄れる居場所づくりなどを推進し、若狭町自殺対策計画に基づき事業を推進 | **①ゲートキーパーの養成講座の開催**<br>・問題を抱え、悩んでいる人に気づき、話を聞いて、正しく理解し、必要な支援につなげ、見守ることのできる人材を養成する。 | 福祉課 |

## （２）災害に備えた地域づくりの推進

災害時などに備え、地域における見守りや声掛けを推進します。さらに避難行動要支援者台帳の整備と個別支援計画の作成を行い、関係機関や関係者との情報共有に努め、防災意識の向上と支援体制の整備を推進します。

また、感染症発生時の対応についても検討していきます。

| No. | 取り組み項目 | 取り組み内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| ２５ | 避難行動要支援者の把握と日常的な見守りの推進や支援体制の構築 | **①見守り活動の充実**<br>・役場、警察、消防、民生委員児童委員、集落（自治会）などと連携し、支援体制の充実を図る。<br>**②地域での声かけの促進**<br>・近所との人間関係をより一層深めるため、あらゆる人へ地域行事などへの参加も含めた地域での声かけを促進する。<br>**③避難行動要支援者支援制度の整備**<br>・環境安全課で管理する避難行動要支援者登録者台帳と、福祉課（地域包括支援センター含）、保健医療課で管理する要支援台帳との照合と、台帳整備を行い、災害発生時の避難行動などが迅速に行われるよう情報伝達を整備する。<br>**④災害時の支援体制の構築**<br>・避難行動要支援者登録者に関する個別避難計画などを策定し、町全体で災害時に対応できるよう支援体制を構築する。 | 福祉課<br>環境安全課<br>保健医療課 |
| ２６ | 防災体制の充実を図り、災害時に行政を中心として関係機関や団体、集落などと協働して対応できるよう、防災意識の向上を図る | **①避難行動要支援者支援制度の整備**<br>・環境安全課で管理する避難行動要支援者登録者台帳と、福祉課（地域包括支援センター含）、保健医療課で管理する要支援台帳との照合を行い、台帳整備し、災害発生時の避難行動などが迅速に行われるよう情報伝達を整備する。<br>**②自主防災組織の推進**<br>・避難行動要支援者登録者に関する個別避難計画などを活用し、災害発生時に集落での初期対応とその後の行政、関係機関との連携を図ることができるよう防災組織の在り方について意識向上を図る。 | 福祉課<br>環境安全課<br>保健医療課 |

### （３）権利擁護の推進

本項目を成年後見制度の利用の促進に関する法律第１４条の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」として位置付け、権利擁護に関する各種制度の周知・理解を進め、利用の円滑化を図るよう努めます。

| No. | 取り組み項目 | 取り組み内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| ２７ | 専門的相談窓口である「中核機関」を設置し、制度の普及・啓発などに取り組む | **①中核機関の設置**<br>・成年後見制度の利用促進を図るため、中核機関として若狭町地域包括支援センター内に「若狭町成年後見センター」を新たに設置する。<br>**②制度の普及・啓発**<br>・認知症、知的障害、精神障害に関する正しい知識の普及を行う。<br>・広報紙などの活用、研修会の開催などにより、制度の普及・啓発を行う。<br>**③相談・対応体制の整備**<br>・権利擁護支援の必要な人の相談対応・早期発見に努める。 | 福祉課 |
| ２８ | 地域連携ネットワークを構築し、権利擁護支援を必要とする人の早期発見・支援 | **①制度の適切な運用**<br>・町長による成年後見申立て、後見人などへの報酬助成について、適切に実施するとともに、改善点を検討する。<br>**②関係機関との連携体制の構築**<br>・社会福祉協議会が実施している、日常生活自立支援事業との連携を推進する。<br>・「若狭町高齢者及び障害者権利擁護連絡協議会」を活用するなどし、関係機関と連携・協力する。<br>・本人を後見人や福祉関係者などで支える「チーム」による対応を推進する。<br>・必要に応じ、法人後見や市民後見人の必要性について検討する。 | 福祉課 |

# 第5章　計画の推進体制

## 1　住民、地域、事業者などとの協働による計画推進

地域福祉の推進には、住民の協力は不可欠です。住民が地域福祉活動に積極的に取り組むことができるよう、保健・福祉・医療の関係機関、社会福祉法人、福祉サービス事業者、学校、ボランティア団体、地域に関わる組織・団体などとの連携を強化し、それぞれの立場で役割を果たしつつ、協働しながら計画を推進します。

## 2　庁内の連携体制強化と社会福祉協議会との連携強化

地域福祉施策の推進にあたって、福祉分野以外にも、保健医療や教育、建設、生活環境など、様々な分野との連携が必要となります。そのため、庁内各課と総合的かつ横断的な連携体制を強化し、関係部局との情報共有に努めます。

また、社会福祉協議会との連携強化を行い、情報共有に努めながら、地域福祉を推進していきます。

## 3　計画の周知

住民が地域福祉に対する関心を高め、より身近に感じ、主体的に参画を得ることができるように、本計画や地域福祉に関する情報を多様な媒体を活用しながら、広く住民に周知し、地域福祉に対する意識啓発を図ります。

## 4　計画の進行管理と評価

本計画の進捗状況の管理・評価については、ＰＤＣＡサイクルを取り入れ、取り組みや事業の把握、評価をしながら改善、見直しを行い、推進していきます。

▶ＰＤＣＡサイクルのイメージ

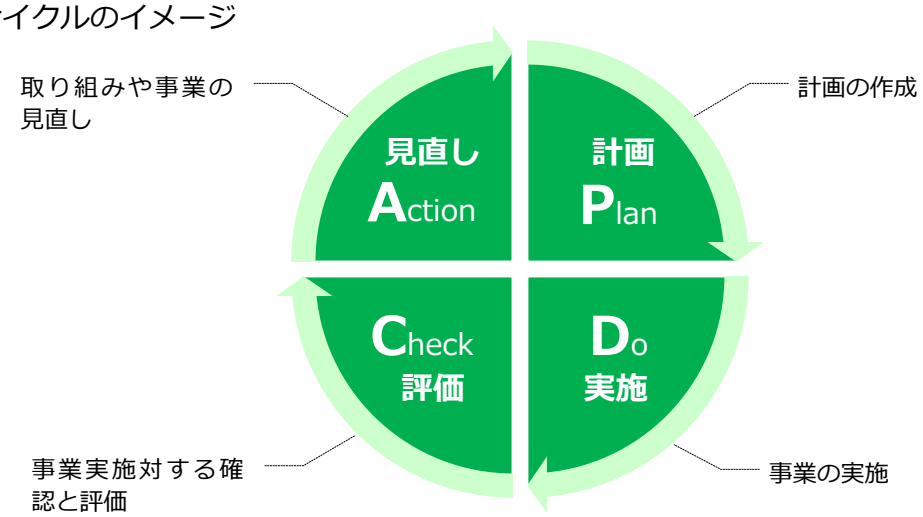

**若狭町第４次地域福祉計画**

発　行：若狭町　福祉課

〒919-1592　福井県三方上中郡若狭町市場第 20 号 18 番地

ＴＥＬ：０７７０－６２－２７０３

ＦＡＸ：０７７０－６２－１０４９

発行年月　令和３年３月